規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月二十四日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人国民生活センター」を削り、同局財務検査第二課の事務分掌事項欄中「会計検査院、人事院、宮内庁」を「人事院、内閣府の沖縄の振興及び開発に係る経理」に改め、「公正取引委員会」の下に「、消費者庁」を、「独立行政法人国立印刷局」の下に「、独立行政法人国民生活センター」を加え、同局司法検査課の事務分掌事項欄中「裁判所」の下に「、会計検査院」を加え、同局総務検査課の事務分掌事項欄中「復興庁」を「内閣府地方創生推進事務局、復興庁」に改め、同表第三局国土交通検査第三課の事務分掌事項欄中「（他の課の所掌に属する分を除く。）及び」を「、」に改め、「独立行政法人水資源機構」の下に「及び日本下水道事業団」を加え、同局国土交通検査第四課の事務分掌事項欄中「国土交通省道路局」を「国土交通省都市局及び道路局並びに一般財団法人民間都市開発推進機構」に改め、同局環境検査課の事務分掌事項欄中「国土交通省都市局及び水管理・国土保全局下水道部、」を削り、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社、日本下水道事業団並びに一般財団法人民間都市開発推進機構」を「及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改め、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄を次のように改める。

文部科学省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立行政法人教員研修センター、国立美術館、独立行政法人国立スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人国立大学法人の検査に関する事務	文部科学省高等教育局、科学技術・学術政策局及び研究振興局、日本学士院、科学技術・学術政策研究所、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人大学入試センター、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）別表第一に掲げる国立大学法人及び同法別表第二に掲げる大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構の検査に関する事務

別表第四局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄を次のように改める。

別表第四局上席調査官（文部科学担当）の事務分掌事項欄中「国立研究開発法人物質・材料研究機構」を「文部科学省研究開発局、国立研究開発法人物質・材料研究機構」に改め、同表の備考五を備考六とし、備考四の次に次のように加える。 五　国の会計経理の検査に関する事務を分掌している課（財務検査第一課を除く。）については、当該国の会計経理の検査に関し必要な範囲で、内閣の検査を行うことができる。	別表第四局上席調査官（文部科学担当）の事務分掌事項欄中「国立研究開発法人物質・材料研究機構」を「文部科学省研究開発局、国立研究開発法人物質・材料研究機構」に改め、同表の備考五を備考六とし、備考四の次に次のように加える。 五　国の会計経理の検査に関する事務を分掌している課（財務検査第一課を除く。）については、当該国の会計経理の検査に関し必要な範囲で、内閣の検査を行うことができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○公正取引委員会・消費者庁告示第十一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、釣竿の表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十四日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　全国釣竿公正取引協議会（会長　藤井　治幸）の申請に係る釣竿の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年十月二十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

釣竿の製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

釣竿の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（釣竿の必要表示事項）	（釣竿の必要表示事項）
第３条　（略）	**第３条**　（略）
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　（略）	(4)　（略）
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　（略）	⑤　先径
(5)～(8)　（略）	⑥　元径
（特定事項の表示基準）	⑦　（略）
第６条　事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。	(5)～(8)　（略）
(1)・(2)　（略）	（特定事項の表示基準）
(3)　賞、推奨等を受けた旨の表示 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。	**第６条**　事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によって表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。
(4)　先径 釣竿の先径を表示する場合には、計測位置を竿先の外径とし、その単位をmmで表示する。	(1)・(2)　（略）
	(3)　賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。